# 令和5年度地域ポイント導入検討事業(南三陸町) 実施要領

## 1. 概要

(1)目的

県では、域内消費の循環による地域経済の活性化に向けて、デジタル地域ポイントの運用上の課題等を整理し、導入可能性を検討するとともに、デジタル身分証アプリのダウンロード促進、災害時の対応力の向上を図るため、本事業を実施する。

(2) 実施期間 (ポイント付与及び使用期間)

ポイント付与 令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)(予定)

使用期間 令和6年 1月 5日(金)から令和6年1月31日(水)(予定)

- ※期間中に付与総額が予算額に達する見込みとなった場合、ポイント付与期間のみ早期に終了する場合がある。
- (3) デジタル地域ポイントの名称等
  - ①名 称:南三陸町地域ポイント
  - ②レ ー ト:1ポイント=1円相当
  - ③利 用 形 態:スマートフォンアプリ
- (4) 発行額
  - ①総額

予算の範囲内とする。

②有効期限

令和6年1月31日(水)まで

- ③1人あたり付与額
  - 5,000 ポイント
- (5) 実施場所

南三陸町内における参加店

(6) 実施体制

「宮城県とポケットサイン株式会社との DX 推進のための実証事業に関する連携協定」(令和5年4月26日締結)及び「宮城県とポケットサイン株式会社との地域ポイント導入実証事業に関する連携協定」(令和5年6月14日)に基づき、宮城県及びポケットサイン株式会社が中心となり関係機関と連携して実施する。

また、本事業を通じ南三陸町内事業者でのデジタル地域ポイント等の導入可能性を探るため、幅広い業種との関わりが強い地元商工団体に参加店との調整やポイントの精算など、本事業の事務局機能の一部を委託するものとする。

#### 2. デジタル地域ポイントの付与及び利用

(1) 概要

ポケットサイン株式会社が開発する「デジタル身分証アプリ」をダウンロードし、マイナンバーカードを用いて南三陸町に住民登録があることを確認した住民に対して 5,000 ポイントを付与する。

(2) ポイント付与期間

令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)(予定)

(3) ポイント付与対象者

実施期間内で南三陸町に住民登録がある方

(4) ポイント付与方法

ポイントの付与は一人あたり1回で、手順は別途定め周知することとする。

(5) ポイント利用方法

ユーザースキャン方式

参加店設置のQRコードを利用者自身がスマートフォンアプリ「デジタル身分証アプリ」で読み取り、ポイント利用額を参加店が確認し値引きを行う。(ポイント利用について、参加店はPC・タブレットの準備は不要。)

(6) ポイント使用制限

実施期間の令和6年 1月 5日(金)から令和6年1月31日(水)まで参加店にてポイントを利用できる。実施期間中の参加店におけるポイントの利用上限を関係機関と調整のうえ設定できる。 使用対象外の商品等は下記のとおり。

有価証券、商品券、ビール券、図書券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い、その他本事業の趣旨及び目的から適切ではないと県が判断したもの。

#### 3. 参加店

(1)参加店の要件

南三陸町内の店舗とする。このほか、別途定める参加店募集要項に定める店舗とする。

- (2) スケジュール
  - ①申込期間(予定)

令和5年10月2日(月)から令和5年11月8日(水)

②参加店の決定

令和5年11月10日(水)

- (3)参加店舗募集説明会
  - ①日程 (予定)

令和5年10月18日(水)、25日(水)、11月7日(火)、8日(水)

②内容(予定)

事業目的、店舗管理ソフトの利用方法、ポイント精算方法など

## 4. デバイド対策

- (1) 登録体験会の実施
  - ①日程(予定) 令和6年1月10日(水)
  - ②内容(予定)

スマートフォンの操作方法、アプリのダウンロード方法、ポイント利用方法のレクチャーなど

- (2) コールセンターの設置(他市町共通)
  - ①期間

令和5年9月1日(金)から令和6年2月18日(日)

②内容

アプリのダウンロード方法、ポイントの利用方法などへの問い合わせ対応

## 5. 本事業の検証

関係機関と連携し、利用者及び参加店舗向けにアンケートを実施し、事業の効果検証を行い、アンケートで得られたデータ等を確認し、南三陸町における地域ポイント導入の可能性や、店舗の購買データ活用の可能性について検討する。

### 6. その他

本実施要領に定めのない事項については、商工会や南三陸町などの関係機関と協議し決定することとする。